

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識⑫

○飲み物・汁物の「突沸」でやけどに注意！

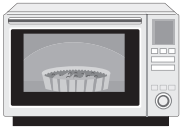
事例

①電子レンジでカップに牛乳を入れ温めたら、爆発音がして半分以下の牛乳が庫内に飛び散った。今までこのようなことは無かったので驚いた。

②味噌汁を作った鍋を温め直したところ、突然ボンと破裂音がして中身が激しく飛び散り、鍋も飛ばされた。

③IHクッキングヒーターで鍋の湯を沸騰しない程度に加熱していたら、突然湯柱があがり、顔や手をやけどしてしまった。

飲み物などを加熱した場合、爆発するように沸騰し、中身が飛び散る「突沸」という現象が起こることがあります。突沸は前触れなく起こるため、やけどを負う恐れがあります。



●事故を防ぐためには

・電子レンジで飲み物などを温める場合は、温めすぎないようにしましょう。

・電子レンジから取り出した時の振動や、取り出した後すぐに砂糖やミルクを入れるなどの刺激が加わると突沸することがあります。温め過ぎた飲み物はすぐに取り出さず、扉を開けないで1〜2分冷ましましょう。

・ガスコンロ、IHクッキングヒーターを使ってみそ汁やとろみのある食品を温め直す時は、火力を弱めにし、かき混ぜながら温めましょう。

▼相談日時

月〜金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時〜正午

午後1時〜4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター

(産業振興課内)

相談専用電話番号

☎(56) 9153

◎紙類・プラ・白色トレイの出し方について

紙などの資源物は種類ごとに分類されていないとリサイクルできません。

出し方のルールを守って午前8時までにステーションに出してください。

・「その他の紙」を出すときは…

ダンボールに入れて出す場合

→フタを折り込んで出してください。

紙袋に入れて出す場合

→袋の口をしっかりと閉じて出してください。

・「ダンボール」を出すときは…

ひもで十字にしばって出してください。

しばられていないものは収集できません。

・「プラ・白色トレイ」を出すときは…

プラはできる限り汚れや食べかすなどをきれいに取り除き、透明か半透明の袋に入れて出してください。

白色トレイ(色・模様のない白いトレイ)は水で軽くすすいで汚れなどを軽くふき取り、透明か半透明の袋に入れて出してください。また、色・模様のあるトレイはプラとして出してください。



悪い例



良い例



▶問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎(56) 9131

平成27年度個人町県民税について

税額の計算

個人町県民税は均等割額と所得割額の合計額です。

均等割

均等割の税額は、所得の多少に関わらず一定の金額となります。

- ・町民税 3,500円
- ・県民税 2,200円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得金額(収入-必要経費)をもとに計算されます。

| ※税額 | |
|------------------------|---|
| 課税所得金額 (所得金額-所得控除額) | × 税率10% (町民税6%+県民税4%) - 税額控除額 |
| | |
| | |
| | |

町県民税が課税されない人

- ①均等割・所得割とも課税されない人(全部非課税)
- ・生活保護法による生活扶助を受けている人

・障害者、未成年者(既婚者を除く)、寡婦寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下(給与収入だと204万4千円未満)の人

②均等割が非課税の人

- ・扶養がいない場合
- ・前年中の合計所得金額が28万円以下の人(給与収入の場合、年収93万円以下)

・扶養がいない場合

・前年中の合計所得金額が28万円×(本人+配偶者+親族扶養数)+17万円以下の人

※分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額で計算します。

③所得割が非課税の人

- ・扶養がいない場合
- ・前年中の総所得金額等が35万円以下の人(給与収入の場合、年収100万円以下)

・扶養がいる場合

・前年中の合計所得金額が35万円×(本人+配偶者+親族扶養数)+32万円以下の人

【Q&A】

Q1 今年働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか。

A1 前年中(1~12月)の所得に対して課税されるためです。

Q2 現在は上三川町に住んでいないのに、なぜ上三川町に町県民税を納めるのですか。

A2 1月1日(賦課期日)現在住所のある人に対して課税されます。新しい住所では課税されません。

Q3 2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか。

A3 1月1日(賦課期日)現在に住所のある人に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも納税義務は消滅せず、その年度の町県民税は相続人に納付していただく必要があります。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎ 56 9122

【6月のあれこれ】母の日の花がカーネーションなのにに対し父の日の花はバラとされています。

国民健康保険税の低所得世帯の軽減措置について

軽減が拡充されました

世帯の所得が少ない場合は、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。平成27年度から、5割、2割の軽減世帯の基準額が上げられました。

| 世帯主とその世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者(注) 全員の前年の所得の合計金額が、下記以下の場合。()内は旧基準額。 | |
|---|--|
| 7割軽減 | 33万円 以下の世帯 |
| 5割軽減 | 33万円 + 26万円 × 被保険者数 (33万円 + 24万5千円 × 被保険者数) |
| 2割軽減 | 33万円 + 47万円 × 被保険者数 (33万円 + 45万円 × 被保険者数) |

(注)特定同一世帯とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、継続して同一世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主を変更した場合、その世帯員でなくなった場合、後期高齢者医療制度へ移行してから5年が経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎ 56 9122